



## 契約の「解除条項」の内容と検討する際の留意点

栃木県弁護士会 宇都宮中央法律事務所 弁護士 田村 信彦 氏



企業間の契約においては、相手方に、契約違反や取引を継続する上での信用不安があった場合などに、どのように契約関係を終了させるかをあらかじめ決めておくことが重要です。この点について定めるのが「解除条項」です。

解除条項は、多くの契約書に盛り込まれていますが、その内容が十分に検討されていない場合や、解除事由が曖昧な場合に、トラブルの原因となることがあります。特に、継続的な取引関係において、解除条項は重要です。

今回は、解除条項の基本的な内容と、解除条項を検討する際の留意点についてご紹介します。

### 第1 解除条項とは

#### 1 解除の概要

契約の「解除」とは、契約違反などを前提にして契約関係を終了させることをいいます。

契約の解除により契約関係は終了し、以後、原則として、契約上の義務を負わないこととなります。

「解除」のほかに契約を終了させるものとして、契約の「解約」があります。解約は、契約違反などを前提としておらず、当事者の合意によって契約を終了させるものです。

#### 2 解除条項の役割

解除条項に基づいて契約を解除することで、契約関係を一方的に終了させ、自らが契約上負う義務を免れることができます。

例えば、支払いが滞っている相手方との取引を継続した場合、さらに未回収の債権が増加するおそれがありますが、契約を解除することで、解除後の新たな納品などを免れ、リスクの拡大を防ぐことができます。

### 第2 解除条項で問題となりやすい点

#### 1 解除事由が曖昧な場合

シンプルな契約書では、「契約に違反した場合には解除できる。」といったように、解除条項を抽象的にしか定めていない場合があります。

しかし、このような定めでは、何を以て違反なのか、どの程度の違反で解除できるのかが不明確となり、実務上問題となることがあります。

このため、解除条項は、解除事由を具体的に列挙した上で、後記2の催告の要否といった解除の手続も含め、具体的に定めることが望ましいといえます。

#### 2 催告の要否

解除に際し、一旦、相手方に対して、契約に違反している状態の是正を求める必要があるか否か（催告の要否）も重要です。

民法上、契約を解除するには原則として催告を要し、催告を要しない解除（無催告解除）は例外とされています。

催告を要する場合は、相手方に一定期間を与えて違反状態の是正を求めることとなります。この場合、催告期間中はもちろん、催告期間内に相手方が是正に応じた場合、契約関係が継続するので注意が必要です。

これに対し、重大な契約違反や、当事者間の信頼関係が破壊されているような場合には、「催告を要せずに解除できる。」（無催告解除）と定めることができます。

#### 3 期限の利益喪失との関係

解除条項と併せて、代金の支払遅延などがあった場合のために「期限の利益喪失条項」が定められることが一般的です。

期限の利益喪失条項とは、一定の事由が生じた場合に、残っている債務について支払期限の利益を失わせ、直ちに全額の支払いを求めることができる条項です。

例えば、代金の支払期限が請求した月の翌月末日とされていた場合、期限の利益喪失条項があれば、解除と同時に代金を支払うよう求めることができます。一方、期限の利益喪失条項がない場合には、契約を解除しても翌月末日まで代金の支払いを求めることができず、速やかな代金の回収が困難となります。

#### 4 解除後の処理が不明確

契約を解除した後の処理について十分な定めがない場合、解除後の処理について紛争となることがあります。

例えば、途中まで作成された成果物や在庫、預かっている資料や材料などの取り扱いをどうするのかといった点が問題となることがあります。

また、解除後に損害賠償請求が可能か、その範囲や上限についても、明確にしておくことが望ましいといえます。

### 第3 解除条項を検討する際の留意点

#### 1 類型ごとに整理する

解除条項については、実務上、次のように類型ごとに整理して定めることが一般的です。

- ① 催告を要する解除
  - ② 無催告解除（重大な契約違反や、支払停止、差押え、破産申立てなどの信用違反の場合）
- 類型ごとに整理することで、どのような場合にどのような対応が可能となるか明確になります。

#### 2 具体的な解除事由の明確化

解除事由については、「支払遅延が一定期間継続した場合」、「破産手続開始の申立てがあった場合」、「差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合」など、具体的に列挙しておくことが重要です。これにより、解除の可否の判断がしやすくなり、紛争の予防につながります。

さらに、具体的な解除事由を列挙した最後に、「その他前各号に相当する事由が発生した場合」といった、解除事由としては列挙されていないものの、これに類する事由がある場合に解除できる旨の条項を入れておくことで、規定漏れを防ぐのに役立ちます。

#### 3 他の条項との整合性

解除条項は、期限の利益喪失条項、損害賠償条項や原状回復などの契約終了後の処理に関する条項などと密接に関連します。

解除に派生して生じる事態を想定し、各条項との整合性を確認・検討することが必要です。

### 第4 まとめ

解除条項は、相手方に契約違反などがあった場合に、契約関係を一方的に終了させる重要な対抗手段です。

一方で、その内容が曖昧であったり、実際の取引の実情に即していなかったりすると、いざという場面で適切に機能しない可能性があります。

解除条項を検討する際には、解除事由、手続、解除後の処理などについて具体的に定められているかを確認し、自社の取引実態に即した内容となっているかを確認することが重要です。

以上